

# 那 霸 市 公 報

<p><b>第 1 4 6 6 号</b>          毎月 2 回 1, 1 5 日発行          発 行 所          那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号          那 霸 市 総 務 部 総 務 課</p>
---

## 目 次

### 告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) .....	690
個人情報業務届出書の公表について (総務課) .....	690
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) .....	692
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) .....	692

### 公 告

那覇市都市計画公聴会の開催について (都市計画課) .....	693
---------------------------------	-----

### 消防本部訓令

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱の一部を改正する要綱 .....	694
那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 .....	705

### 上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について .....	706
那覇市排水設備指定工事店の異動について .....	706

---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第94号**

平成19年9月10日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

---

**那覇市告示第95号**

平成19年9月10日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条及び同施行規則第2条の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



**那覇市告示第96号**  
平成19年9月11日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

---

**那覇市告示第97号**  
平成19年9月14日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

---

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第93号  
平成19年9月21日  
掲 示 済

那覇市都市計画公聴会の開催について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき都市計画公聴会を開催する予定ですので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画素案を公衆の縦覧に供します。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画素案の種類  
那覇広域都市計画用途地域の変更  
那覇広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- 2 都市計画素案に係る区域  
那覇市おもろまち1丁目の一部
- 3 公聴会の開催の日時及び場所  
日 時：平成19年10月12日 午後7時開始  
場 所：那覇市上下水道局庁舎B棟3階厚生会館ホール
- 4 公述申出書の提出期限及び提出先  
期 限：平成19年10月5日  
提出先：那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)
- 5 都市計画素案の縦覧場所及び縦覧期間  
場 所：那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)  
期 間：平成19年9月21日から平成19年10月5日まで  
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日、祝日を除く。)

## 消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第3号

平成19年9月11日

那覇市災害ユイマール登録制度の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱の一部を改正する要綱

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱(平成16年那覇市消防本部訓令第11号)の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>災害時又は事故等の発生時</u>(以下「<u>緊急時</u>」という。)に、自力で避難等を行うことが困難で、他の人等からの支援を必要とする<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>等の個人情報をも本市消防本部の消防緊急通信指令システム(以下「システム」という。)に登録することにより、<u>緊急時</u>の円滑かつ迅速な援護活動を図り、市民福祉の向上に役立てることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>一人住まいの高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。)</u>又は<u>高齢者のみの世帯に属する者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>その他緊急時</u>において、避難、救護等の支援が必要と想定される者</p> <p>(Eメール通報対象者)</p> <p>第3条 Eメール通報(携帯電話又はインターネット端末機からのメールによる緊急通報をいう。)の対象者は、聴覚障</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>水火災又は地震等の発生時</u>(以下「<u>災害時等</u>」という。)に、自力で避難等を行うことが困難で、他の人等からの支援を必要とする障害者等の個人情報をも本市消防本部消防緊急通信指令システム(以下「<u>指令システム</u>」という。)に登録することにより、<u>災害時等</u>の円滑かつ迅速な援護活動を図り、市民福祉の向上に役立てることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>その他災害時等</u>において、避難、救護等の支援が必要と想定される者</p> <p>(Eメール通報対象者)</p> <p>第3条 Eメール通報(携帯電話又はインターネット端末機からのメールによる緊急通報をいう。)の対象者は、聴覚障</p>

害者及び言語障害者等で緊急時の通報に支障があるものとする。

(登録申請)

第4条 登録しようとする者(以下「申請者」という。)は、那覇市消防長(以下「消防長」という。)に那覇市災害ユイマール登録(変更)申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 対象者が未成年又は第2条第3号で消防長が必要と認める場合は、保護者等が申請できるものとする。

(登録)

第5条 消防長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、必要と認めるときは、システムに登録するものとする。なお、前条第2項により申請をする場合は、申請者との面談等において必ず意思確認を行うものとする。

2 [略]

3 登録番号カード(第3号様式)の特記には、登録者の申し出により他の者への身体状態を説明する内容を記入するものとする。

4 [略]

(登録者への対応)

第8条 消防長は、登録者からの119番通報時及び緊急時により、発生場所、発生内容及び登録者の個人情報、その他諸情報を掌握し、消防自動車、救急自動車等の出動を行うとともに必要に応じて関係機関への情報提供及び保護者その他親族、協力者等への支援要請を行うものとする。

2 前項の登録者からの通報で、緊急時の交信にファクシミリを使用するときは、第5号様式及び第6号様式を使用して行うものとする。

3 [略]

害者及び言語障害者等で災害時等の通報に支障があるものとする。

(登録申請)

第4条 登録しようとする者(以下「申請者」という。)は、那覇市消防長(以下「消防長」という。)に那覇市災害ユイマール登録・変更申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 対象者が未成年又は第2条第2号で消防長が必要と認める場合は、保護者等が申請できるものとする。

(登録)

第5条 消防長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、必要と認めるときは、指令システムに登録するものとする。なお、前条第2項により申請をする場合は、申請者との面談等において必ず意思確認を行うものとする。

2 [略]

3 [略]

(登録者への対応)

第8条 消防長は、登録者からの119番通報時及び災害時等により、発生場所、発生内容及び登録者の個人情報、その他諸情報を掌握し、消防自動車、救急自動車等の出動を行うとともに必要に応じて関係機関への情報提供及び保護者その他親族、協力者等への支援要請を行うものとする。

2 前項の登録者からの通報で、災害時等の交信にファクシミリを使用するときは、第5号様式及び第6号様式を使用して行うものとする。

3 [略]

<p>(災害情報の提供)</p> <p>第9条 消防長は、Eメール通報登録者に対し、台風、地震及び津波に関する注意報、警報及び大規模災害等の必要情報を、Eメールにより災害情報として提供するものとする。</p> <p>(支援体制の整備)</p> <p>第11条 消防長は、大規模災害発生時等及びその他緊急時に市関係部局等と協力し、連携を図りながら支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(災害情報の提供)</p> <p>第9条 消防長は、Eメール通報登録者で<u>災害情報提供を希望した者</u>に対し、台風、地震及び津波に関する注意報、警報及び大規模災害等の必要情報を、Eメールにより災害情報として提供するものとする。</p> <p>(支援体制の整備)</p> <p>第11条 消防長は、大規模災害発生時等及びその他<u>必要と認めるときは</u>、市関係部局等と協力し、連携を図りながら支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p>	

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。



[改正前 別記]  
第1号様式

(表)

年 月 日

那覇市消防長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

那覇市災害ユイマール登録(変更)申請書

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱第4条及び第6条の規定により、次のとおり登録(変更)を申請します。

世帯主氏名	(続柄 )		ふりがな		
住 所	那覇市 (名称 : 階 号室)				
住宅の状況	<input type="checkbox"/> 木造 階建て <input type="checkbox"/> コンクリート 階建て <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス				
世帯状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	自 力 避 難	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
親族連絡先	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号	確 認 欄
協力者	氏 名	関 係	住 所	電 話 番 号	確 認 欄

※太枠内は職員の指示にしたがい必ず記入して下さい。他の項目は任意記入とします。

※協力者とは、近隣者及び友人等で緊急時に支援してくれる方を記入してください。

※確認欄は、消防職員で同意確認が出来た日及び確認者名を記入すること。

(裏)

登録者氏名	ふりがな	携帯番号			
		アドレス			
生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男	血液型	A B
連絡先			<input type="checkbox"/> 女		AB O
					RH(+・-)
障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 等級 (番号: )				
障害区分	<input type="checkbox"/> 肢体(上肢・下肢・全身) <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 言語				
自力避難	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 要介助 <input type="checkbox"/> 不可能				
使用補装具	<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> その他( )				
介 護	<input type="checkbox"/> 要支援		<input type="checkbox"/> 要介護1		<input type="checkbox"/> 要介護2
	<input type="checkbox"/> 要介護3		<input type="checkbox"/> 要介護4		<input type="checkbox"/> 要介護5
現 病 歴	病 名	状況(治療中・在宅酸素療法・透析療法等)			
通 院 先	医 療 機 関	診療科目・担当医	診察券番号		
希 望 収 容 先					
第 1 希 望		第 2 希 望		そ の 他	

上記の内容を救急搬送時の医療機関(通院先、希望収容先等)医師への開示提供、災害や事故等の発生時における支援情報として活用すること、及び登録している各項目の内容について、情報の更新に必要な場合に限って市関係部局に照会することも承認します。また、緊急措置で建物等の部分破壊についても承認します。

年 月 日 氏 名 印

消防職員で記入

登録承認：平成 年 月 日 第 号

対象者：1  高齢 2  障害 3  その他

審査内容： \_\_\_\_\_

承認印

[改正後 別紙]  
第1号様式

(表)

年 月 日

那 覇 市 消 防 長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
(電話番号)

那覇市災害ユイマール登録・変更申請書

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱第4条及び第6条の規定により、次のとおり登録・変更申請をします。

登 録 者	ふりがな 氏 名			登録年月日 及び番号	年 月 日 第 号
	住 所				
	生年月日		性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
	電話番号	<input type="checkbox"/> FAX兼用		<input type="checkbox"/> FAX( )	
同居人数 及び構成					
希望する支援 とその理由		<input type="checkbox"/> 避難支援(自力で避難が困難) <input type="checkbox"/> 通報支援(音声での119番通報が困難) ( )			
緊急連絡先		(電話番号)			
要避難支援 記入欄	協 力 者	氏 名	住 所	電話番号	
		印			
要通報支援 記入欄	災害情報提供	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
	メールアドレス	@			
その他事項					

※協力者とは、近隣者及び友人等で緊急時に支援してくれる方を記入してください。

(裏)

記 入 要 領

太枠内は記入しないでください。

年月日：申請を行う日付を記入すること。

申請者：登録者本人又は保護者等、申請を行う者を記入すること。

電話番号：記載事項の確認のため、連絡の取れる電話番号を記入すること。

電話番号(FAX専用をお持ちの方は、FAX番号)を記入すること。

登録者：氏名、続柄、年齢、同居者のみで支援が出来ない理由等を記入すること。

希望する支援とその理由：希望する支援の一方又は両方をチェックし、支援を必要とする理由を記入すること。

例) 避難支援(自力で避難が困難)

- ・ 疾病のため自力歩行出来ない・半身麻痺のため歩行速度が遅い
- ・ 非常ベルの音が聞こえず、災害認識が遅れる

通報支援(音声での119番通報が困難)

- ・ 言語機能に障害がありEメールでの通報を希望する

要避難支援記入欄：同居者以外の近所の方で避難支援の協力を行える方の氏名、住所、電話番号を記入し、押印をもらうこと。(任意記入)

要通報支援記入欄：災害情報のメール配信希望者は、希望の有無をチェックし、Eメールアドレスを記入すること。

その他事項：障害、疾病等の部位や症状、避難支援時に必要とされる資器材や注意事項又は搬送希望病院など、支援時に必要と思われる事項を記入すること。

※注意事項

- ・ 本市消防本部管轄内での災害時等又は管轄地域内に居る傷病者に限って対応します。
- ・ 緊急搬送時における医療機関(通院先、希望収容先等)医師への情報開示提供。
- ・ この制度は、避難や119番通報を支援するものであり、他の災害及び救急出動に対し優先されるものではありません。

※同意事項

緊急措置で建物等の部分破壊について承認します。

年 月 日 氏 名 印

審査内容等(消防職員で記入)	記入者	階級	氏名

[改正前 別記]  
第2号様式

那 消 第 号  
年 月 日

様

那 霸 市 消 防 長 印

那 霸 市 災 害 ユ イ マ ー ル 登 録 通 知 書

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 那 霸 市 災 害 ユ イ マ ー ル 登 録 に つ い て 、 下 記 の と お り 登 録 し ま し た の で 通 知 し ま す 。

登 録 者 名 \_\_\_\_\_  
登 録 番 号 \_\_\_\_\_ 登 録 日 年 月 日

- 1 この制度で登録した情報は、次のようなときに使用します。
  - (1)火災、救急等緊急出動依頼のあったとき。
  - (2)救急搬送時における医療機関(通院先、希望収容先等)医師への開示提供
  - (3)近隣における火災発生時等により避難及び支援の必要があるとき。
  - (4)自然災害が発生した場合で、避難及び支援の必要があるとき。
  - (5)大規模災害における緊急支援を行うとき。
- 2 緊急(火災、救急等)の場合は、119番通報をして火災、救急の内容とあなたの登録番号をお伝えください。FAXの利用者は、緊急通報用紙(第5号様式)で送信して下さい。Eメール通報登録者は、①登録番号②名前③火災か救急か、またその状況④現在いる場所を明記した通報用メール文を作成し、送信してください。
- 3 登録カードは、確認しやすい場所に掲げておくか、携帯してください。
- 4 登録シールは、住宅入口扉裏に貼っておいてください。(床から1メートル以上の部分に貼して下さい。第4号様式参照)
- 5 登録された個人情報で、住所、連絡先、医療機関の変更、新たに特殊療法の実施等登録情報の変更があれば、那覇市消防長(指令情報課)まで変更申請書(第1号様式)を提出してください。なお、登録している各項目の内容については、情報の更新に必要な場合に限って市関係部局に照会します。
- 6 その他、分からないことがありましたら、那覇市消防本部指令情報課までお問い合わせください。(連絡先：TEL — — 、FAX — — )

[改正後 別記]  
第2号様式

那 消 第 号  
年 月 日

様

那覇市消防長

印

### 那覇市災害ユイマール登録通知書

年 月 日付で申請のあった那覇市災害ユイマール登録について、下記のとおり登録しましたので通知します。

#### 記

登 録 者 名					
支 援 の 種 類		支 援			
登 録 番 号	第		号		
登 録 日			年	月	日

- 1 この制度は、避難や119番通報を支援するものであり、他の災害及び救急出動に対し優先されるものではありません。
- 2 この制度で登録した情報は、次のようなときに使用します。
  - (1) 火災、救急等緊急出動依頼があったとき。
  - (2) 救急搬送時における医療機関(通院先、希望収容先等)医師への開示提供。
  - (3) 近隣における火災発生時等により避難及び支援の必要があるとき。
  - (4) 自然災害が発生した場合で、避難及び支援の必要があるとき。
  - (5) 大規模災害における緊急支援を行うとき。
  - (6) 災害時、避難等の支援が必要な登録者を把握する必要があるとき。
  - (7) 登録者が救急搬送される際、本人及び関係者から情報収集が出来ないとき。
- 3 登録カードは、確認しやすい場所に掲げておくか、携帯してしてください。
- 4 登録シールは、住宅入口扉裏(室内側)の見えやすい場所に貼っておいてください。(床から1メートル以上の部分に貼って下さい。第4号様式参照)
- 5 登録された個人情報に変更があれば、登録・変更申請書(第1号様式)を提出してください。
- 6 その他、分からないことがありましたら、那覇市消防本部指令情報課管理係までお問い合わせください。(連絡先：TEL868-9911、FAX868-9912)

[改正前 別記]  
第3号様式

登録番号カード(携帯用)

第 号
那覇市災害ユイマール登録番号カード
氏 名
那覇市消防長 印

5.5cm

8.5cm

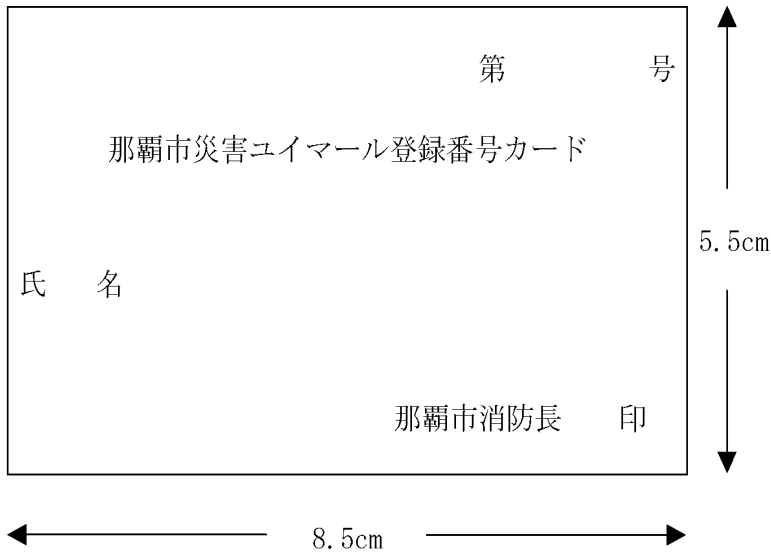
(裏)

このようなときに使用します
(1) 火災や救急の連絡をするとき
(2) 救急搬送した病院の医師に、あなたの情報を提供するとき
(3) 近隣の災害時に避難や支援を依頼するとき
(4) 自然災害時に避難や支援を依頼するとき
(5) 大規模災害時における緊急支援を依頼するとき
特記( )

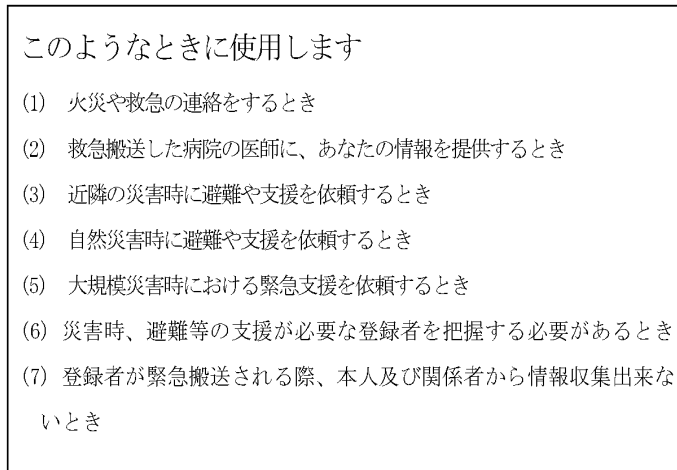
※登録カード裏面の特記事項への記入は、本要綱第5条第3項に基づき記入するものとする。

[改正後 別記]  
第3号様式

登録番号カード(携帯用)



(裏)





## 那覇市消防本部訓令第4号

平成 19 年 9 月 12 日

那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程(平成4年那覇市消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休息时间) 第5条 隔勤者の休息時間は、午前11時45分から正午、午後3時00分から午後3時15分、午後6時30分から午後6時45分及び翌日の午前6時30分から午前6時45分の間とする。 第6条～第7条 [略]	第5条～第6条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれら条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

---

---

## 上下水道局告示

---

---

那霸市上下水道局告示第15号  
平成19年9月13日  
掲 示 済

### 那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松本 親

### 新 規 指 定

指定(登録)番号 第 406号  
指定工事店名 有限会社 世名城  
営業所所在地 嘉手納町字屋良597番地13  
代表者名 宮平 永市  
有効期間 自 平成19年9月 7日  
至 平成24年3月31日

---

那霸市上下水道局告示第16号  
平成19年9月13日  
掲 示 済

### 那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第 382号  
指定工事店名 日動水道  
営業所所在地 南風原町字照屋12番地1  
代表者名 古堅 和則  
指定の有効期間 平成17年10月 7日  
平成22年 3月31日  
異動年月日 平成19年 9月 3日  
異動事由 住所の変更

指定(登録)番号 第 259号  
指定工事店名 株式会社 アサヒプラント  
営業所所在地 那覇字識名1171番地1  
代表者名 識名 義明  
指定の有効期間 平成17年4月 1日  
平成22年3月31日  
異動年月日 平成19年9月 7日  
異動事由 住所の変更